職員の処分について

職員の処分をしましたのでお知らせいたします。本件につきまして、関係者並びに市民の皆様に ご迷惑をおかけし、深くお詫び申しあげます。

「職員の暴行行為」に係る処分

	項		目		内容
処分	処分を受けた職員				消防局警防部職員(26歳)
事	案	Ø	概	要	当該職員は、①令和4年5月15日(日)、小田急線電車内において、座席に座っていた女性乗客の頭部に接着剤を付着させた。警察による事情聴取において常習性が疑われたことから、同様の事件がないか捜査したところ、②同年1月9日(日)にも、相鉄線横浜駅構内で、女性客の頭部にハンドクリーム様のものを故意に付着させる行為を行っていたことが発覚したもの。②の行為について、令和4年12月5日付けで暴行罪により起訴され、同月8日付けで罰金20万円の略式命令を受けた。また、当該職員は入庁以来、これらの事案以外にも5~6回同様の行為に及んでいることを認めている。
処	分	0)	内	容	停職 6 か月
処	分	年	月	日	令和4年12月27日

[※] 当該職員は、同日付で退職しました。

問い合わせ 消防総務課 電話 042-751-9105